

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請 Q&A

R3.1.27現在

NO	区分	質問	回答
1	対象区域	対象区域を仙台市全域に拡大した理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの御協力により、仙台市内のクラスター発生件数が減少するなど、効果が見られるところではありますが、入院患者数や重症者数は増加傾向にあり、医療提供体制が大変ひっ迫している状況にあります。</li> <li>・このため、県内他地域と比べ感染者数や入院患者数・重症者数が多く、また、感染経路不明の割合も高くなっている仙台市において、感染拡大防止の取組をさらに強化する必要があることから、今回、対象地域を仙台市全域に拡大したものです。</li> </ul>
2	対象施設	対象となる店舗（業種又は業態）は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「接待を伴う飲食店」、「酒類を提供する飲食店」いずれも、食品衛生法の飲食店営業許可を取得して営業している店舗が時短要請の対象になります。</li> <li>・「接待を伴う飲食店」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第1項第1号に該当する営業を行う施設が対象となります。</li> <li>・いずれも、従来から22時～翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗が要請対象となります。</li> <li>・従来から5時～22時の時間の範囲内で営業を行っている店舗は要請対象外です。</li> </ul>
3	対象施設	「接待を伴う飲食店」、「酒類の提供を行う飲食店」を時短要請の対象とした理由は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の分科会で「飲酒を伴う懇談会等」や「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒」等の感染リスクが高いことが指摘されていることから、酒類の提供を行う飲食店等に対して時短要請を行うこととしたものです。</li> </ul>
4	対象施設	主に料理を提供しており、酒類提供はごくわずかであっても時短要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類提供がある場合は要請対象となります。</li> </ul>
5	対象施設	酒類を提供していないカラオケ店は、時短要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外です。</li> </ul>
6	対象施設	ノンアルコールのビールやカクテルは酒類に含まれるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含まれません。</li> </ul>
7	対象施設	ホテルのレストランは営業時間短縮要請の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、22時から5時の間に営業しており酒類の提供を行っていたら要請対象となります。</li> </ul>
8	対象施設	テイクアウトや宅配サービスは対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウトや宅配サービスは要請対象外です。</li> </ul>
9	対象施設	22時を超えて営業していた要請対象の店舗が、22時から5時までの間、テイクアウトや宅配サービスのみで切り替えて営業してもよいか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来、22時以降、酒類を提供していた店舗が22時から業種形態を変えてテイクアウトや宅配サービスのみを行う場合は、22時から5時まで営業しても構いません。（22時までには要請対象の店舗は閉めていることから協力金の対象になります。）</li> </ul>
10	対象施設	百貨店やモールなどにテナントとして入居している店舗は対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テナントとして入居している場合も、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」に該当し、従来、22時から翌日5時にかかる時間帯に営業を行っている店舗は要請対象となります。</li> </ul>

11	時間	2月8日は、午前5時を過ぎれば営業してもよいか。	・第3期の要請期間は2月8日午前5時で終了であり、営業して構いません。
12	時間	22時までの時短営業とは、具体的にどういった状態のことをいうのか。	・22時には閉店し、お客様がいない状態です。そのため、22時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。
13	時間	22時までに営業を終了しなければいけないのか。それとも、酒類提供だけを止めればよいのか。	・酒類の提供だけではなく、営業を終了していただく要請です。
14	時間	「酒類を提供する飲食店」が要請期間中に終日、酒類を提供しないこととした場合は22時以降も営業を続けられるのか。	<p>・従来、酒類を提供していた飲食店が、要請期間中に終日、酒類を提供しないこととした場合は、要請対象外とし、22時以降も営業が可能です。ただし、22時以降も営業した場合、協力金の対象にはなりません。カラオケ店も同様です。</p> <p>・また、従来、酒類を提供していた飲食店が、要請期間中に終日、酒類を提供しないこととし、営業時間も22時までとした場合は、協力金の対象になります。カラオケ店も同様です。</p> <p>・ただし「接待を伴う飲食店」は終日酒類を提供しないこととした場合でも、22時までの営業時間としていただくようお願いします。</p>
15	時間	「接待を伴う飲食店」が終日酒類を提供しないこととした場合は、22時以降も営業が可能なのか。	・「接待を伴う飲食店」は終日酒類を提供しないこととした場合でも、22時までの営業時間としていただくようお願いします。
16	協力金	時短要請に協力した場合、協力金などは支給されるのか。協力金の詳細はどうか。	<p>・支給要件を満たした場合に協力金を支給します。協力金は、仙台市が支給事務を行っており、詳しい内容は、仙台市のホームページ等で御確認願います。また、仙台市では、協力金のお問い合わせ専用ダイヤルを開設していますのでご案内いたします。電話番号は022-214-7325です。</p> <p>・仙台市では、現在、第1期（国分町2丁目及び一番町4丁目を対象区域とした12月28日午後10時から1月12日午前5時までの時短営業）及び第2期（国分町2丁目及び一番町4丁目を対象区域とした1月12日午後10時から1月27日午前5時まで時短要請）に係る協力金の申請受付を行っていますが、第3期（仙台市全域を対象とした1月27日午後10時から2月8日午前5時まで時短要請）に係る協力金の申請受付等のご案内については、要請期間が終了後に、仙台市のホームページ等で周知予定ですので、お待ちくださいますようお願いいたします。</p>
17	協力金	第1期、第2期で協力金の支給要件を満たし協力金の支給対象となっており、いずれもまだ申請していないが、第3期も支給対象となった場合、まとめて申請できるのか。	<p>・第1期、第2期、第3期の各協力金についてはそれぞれの期間毎に申請していただくこととなりますが、同一事業者からの申請については添付書類の一部を簡略化するなど、極力負担の少ない申請方法を検討しています。</p> <p>・なお、第1期の申請期間は、令和3年2月12日（金）まで（消印有効）、また、第2期の申請期間は、令和3年2月26日（金）です。詳しくは、仙台市の協力金のお問い合わせ専用ダイヤル022-214-7325までお願いします。</p>

18	協力金	第1期、第2期は協力しなかったが、第3期について協力した場合は、支給対象となるのか。また、第1期、第2期は協力したが、第3期は協力しなかった場合は、前回までの協力金は支給されないのか。	・協力金はそれぞれの要請期間ごとに支給対象の判断を行います。それぞれの各要請期間において時短営業に御協力いただき支給要件を満たした場合は、それぞれの要請期間ごとに協力金の支給対象となります。
19	その他	営業時間短縮の協力要請の根拠は何か。	・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいた協力要請です。
20	その他	要請に従わない場合、罰則等はあるのか。	・罰則等はありませんが、感染拡大防止の趣旨から御協力をお願いします。